

◎給食センター用地の候補場所 検討経過

1 各部局への照会

(1) 照会期間

平成 29 年 7 月 24 日～8 月 4 日

(2) 照会条件

ア 市有地

未利用地で土地面積が 7,000 m²以上

イ 市有地以外

未利用と思われる土地で、用途地域が工業専用地域、工業地域、準工業地域にあり、土地面積が 7,000 m²以上

(3) 照会結果（6～7 ページ「(参考) 照会結果一覧」参照）

ア 市有地 5 件（上下水道局有地含む）

イ 市有地以外 13 件（うち国有地 4 件、民有地 9 件）

※イの条件にあてはまらない用地についても一部検討した。

2 候補地の絞り込み

中学校完全給食推進本部での意見や関係部局との協議内容を踏まえ、候補地の絞り込みを行った。

(1) 他の利用計画等

給食センター以外で、既に利用計画等があり、給食センターの建設が当該計画の進行を妨げる場合は、原則として、当該利用計画等を優先した。（計画の見直しに時間を要するため、給食開始時期が遅れるリスクが高まる。）

■他の利用計画等あり・・・6カ所（18カ所⇒12カ所）

(2) 配送所要時間

給食提供については、学校給食衛生管理基準で調理後2時間以内に喫食できるよう努めるとされている。事業者への聞き取りや他都市の事例を参考にし、調理終了から給食開始までの流れについては、図(3ページ)のとおり想定している。

給食センターでは、調理終了後、配送準備(配缶、コンテナへの積み込みなど)を行い、順次、学校への配送を開始する。

また、学校到着後は、校内準備(コンテナの荷下ろし、配膳車への積み替えなど)を行い、4校時終了時刻までに、各階の配膳室への運搬を完了する必要がある。併せて、学校の責任者が給食開始の30分前までに検食*を行う必要がある。

上記の時間に加え、渋滞等のリスクも考慮すると、所要時間の長い学校から配送を開始するなどの工夫をした場合においても、給食センターと学校間の所要時間は30分以内であることが望ましいと考えている。また、配送所要時間30分に渋滞等のリスクとして確保している10分を加えて考えたとしても40分を超える場合は、調理後2時間以内の喫食が困難と判断した。なお、順次配送を開始するため、30分を超える学校数が多い場合も配送におけるリスクが高いものと考えている。

上記の観点から、配送時間が30分を超える学校がある場合を△とし、40分を超える学校がある場合を×として評価した。

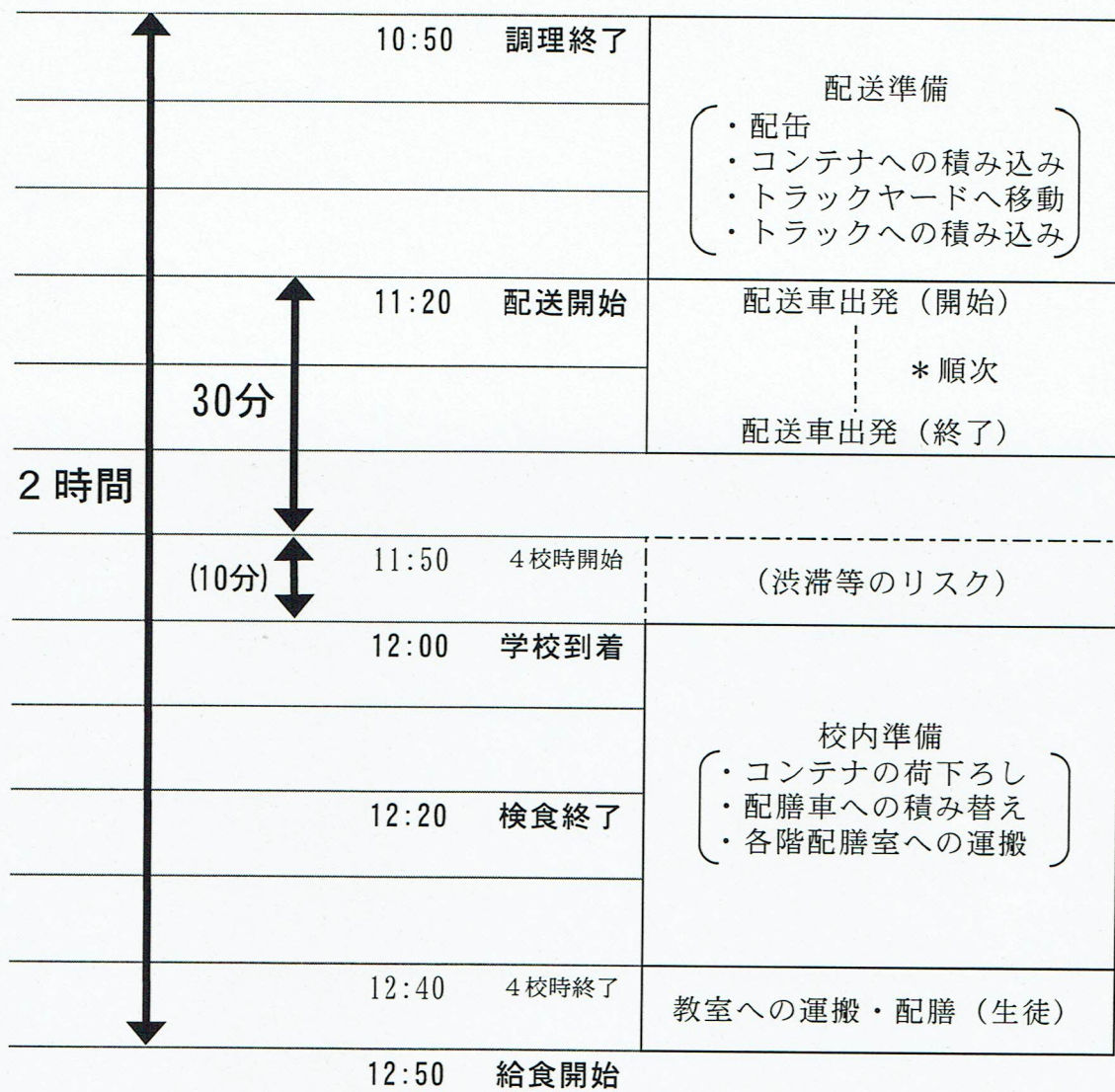
■配送所要時間を「×」と判定・・・9カ所(12カ所⇒3カ所)

(1)・(2)の検討により絞り込んだ、旧平作小学校(市有地)、大矢部弾庫跡地(国有地)、横須賀インター周辺地区(民有地)の3カ所について、4ページの(3)・(4)の観点から検討を行った。

*検食

当日の給食については、学校給食調理場及び共同調理場の受配校において、あらかじめ責任者を定めて検食を行うこととされており、児童生徒の摂食開始時間の30分前までに行い、異常があった場合には、給食を中止するとともに、共同調理場の受配校においては、速やかに共同調理場に連絡しなければならない。

図 調理終了から給食開始までの流れ（想定）



(3) 開始時期への影響

土地の造成に年数がかかる、市有地以外の土地取得で時間がかかると思われる場合は、給食開始時期が遅れるリスクが高まる。

大矢部弾庫跡地は、敷地面積が広大であるため、給食センター以外の整備計画を作成した上で国と交渉する必要があること、旧軍港市国有財産処理審議会の手続きを経なくてはならないことなどから、取得までに時間を要する見込みである。

横須賀インター周辺地区は、民有地であることに加え、造成工事に着手しておらず着手時期も決まっていないため、給食開始までには相当な時間を要することが想定される。

(4) 立地環境

旧平作小学校は、幹線道路（久里浜田浦線）に面しているため、車両通行に関して近隣への影響が比較的少ない。また、前面道路に上水道、下水道、電気、中圧ガス導管などのインフラが敷設されている。

大矢部弾庫跡地は、幹線道路に直接面していないため、幹線道路へ至る道路に面する地域に対して影響が生じる。またインフラに関しては、上水道、下水道、電気は整備されているが、中圧ガス導管が敷地まで敷設されておらず、引き込むには200～400mの延長が必要となる。

横須賀インター周辺地区は、(3)に記載したとおり、未造成地であり、新たにインフラ整備が必要となる。

(1)・(2)に加えて、(3)・(4)の観点から検討した結果、教育委員会事務局としては、市有地である旧平作小学校を給食センター用地の候補場所としたい。

3 旧平作小学校を給食センター用地の候補場所とした場合の課題

(1) 建築基準法第 48 条ただし書の許可

旧平作小学校に給食センターを建設するためには、建築基準法第 48 条ただし書の許可を得る必要がある。利害関係人への公聴会を行った上で、建築審査会の同意が必要となる。また、特定行政庁の許可にあたっては、良好な住居の環境を害するおそれがないと認められること、または公益上やむを得ないと認められることが必要となる。

(2) 避難場所などの検討

旧平作小学校は、広域避難地、震災時避難所、風水害時避難所として指定されているため、既存施設解体後の避難場所などについて検討する必要がある。

4 今後のスケジュール（案）

日付	会議名	内容
9 月 29 日	中学校完全給食実施等 検討特別委員会	教育委員会としての給食センター 用地（案）について報告
10 月（未定）	企画調整会議	市として給食センター用地を決定

(参考) 照会結果一覧

No	候補場所名	所在地	面積	用途地域	建築物 有無	①他の 計画等
1	市有地A (旧平作小学校)	平作	14,984m ²	第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域	有	—
2	国有地A (大矢部弾庫跡地)	大矢部	182,675m ²	第一種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 準工業地域	無	△
3	民有地A	山中町	—	第一種低層住居専用地域 準工業地域	無	△
4	市有地B (旧上の台中学校)	鴨居	9,523m ²	第一種中高層住居専用地域	有	—
5	上下水道局有地A (旧長瀬資材管理所)	長瀬	10,848m ²	第一種住居地域	有	—
6	国有地B	田浦港町	7,508m ²	工業地域	有	△
7	民有地B	長坂	—	工業専用地域	無	△
8	民有地C	長浦町	—	工業地域	有	△
9	民有地D	神明町	—	工業地域	有	△
10	民有地E	神明町	—	工業地域	無	△
11	民有地F	光の丘	—	第一種中高層住居専用地域	無	△
12	民有地G	西逸見町	—	第一種低層住居専用地域	有	△
13	市有地C (平成荷さばき地)	平成町	7,058m ²	準工業地域	有	×
14	上下水道局有地B (旧浦賀配水池)	浦賀	8,633m ²	第一種低層住居専用地域	有	×
15	国有地C (JR久里浜駅西側)	久里浜	15,357m ²	準工業地域 工業専用地域	有	×
16	国有地D (JR久里浜駅東側)	久里浜	7,994m ²	商業地域 準工業地域	無	×
17	民有地H	浦賀	—	工業地域	有	×
18	民有地I	衣笠町	—	第二種住居地域 準工業地域	無	×

②配送時間								③ 開始時期 への影響	備考
～10分	～20分	～30分	～40分	41分～	評価	(参考)			
						30分以内	最長		
2校	8校	11校	2校	0校	△	91%	36分	－※	売却事務停止中
5校	11校	4校	3校	0校	△	87%	38分	△	
2校	7校	7校	7校	0校	△	70%	40分	×	横須賀インター周辺地 区、造成工事未着手（着 手時期未定）
1校	4校	8校	5校	5校	×	57%	49分	－※	売却公募予定
2校	9校	8校	2校	2校	×	83%	47分	－※	売却公募予定
1校	6校	7校	7校	2校	×	61%	42分	△	
2校	2校	10校	5校	4校	×	61%	47分	△	
3校	7校	4校	8校	1校	×	61%	41分	△	
3校	7校	8校	3校	2校	×	78%	45分	△	
3校	7校	8校	3校	2校	×	78%	46分	△	
2校	8校	9校	2校	2校	×	83%	46分	△※	
1校	9校	4校	7校	2校	×	61%	41分	△※	
4校	10校	7校	2校	0校	△	91%	36分	×	平成36年3月まで住宅展 示場として暫定利用が決 定している。
4校	5校	8校	4校	2校	×	74%	43分	－※	浦賀国際文化村構想との 整合がとれない。
3校	7校	8校	3校	2校	×	78%	44分	△	JR久里浜駅周辺地域の土 地利用方針案との整合が とれない。
3校	13校	3校	3校	1校	×	83%	41分	△	JR久里浜駅周辺地域の土 地利用方針案との整合が とれない。
4校	6校	7校	6校	0校	△	74%	40分	△	浦賀国際文化村構想との 整合がとれない。
0校	4校	13校	3校	3校	×	74%	46分	×	ワイハート地区、造成工 事未了（完了時期未定）

[凡例]

①他の計画等

×	他の利用計画等を優先
△	市の所有地ではないため不透明な部分あり
－	現時点で他の利用計画等がない

②配送時間

×	40分を超える学校あり
△	30分を超える学校あり

③開始時期への影響

×	造成工事等で時間がかかる可能性が高い
△	市の所有地でないため取得に時間がかかる可能性あり
－	市有地のため影響は少ない
※	建築基準法第48条ただし書の許可が必要